

## 健全化判断比率及び資金不足比率の公表

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、令和 3 年度決算に基づく東白川村健全化判断比率及び東白川村資金不足比率について。下記のとおり公表いたします。

令和 4 年 10 月 3 日

東白川村長 今 井 俊 郎

### <健全化判断比率>

(単位：%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	—	—	<b>14.1</b>	<b>26.5</b>
早期健全化基準	<b>15.00</b>	<b>20.00</b>	<b>25.0</b>	<b>350.0</b>

※赤字額がないため、実質赤字比率と連結実質赤字比率は「—」と表示しています。

### <資金不足比率>

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
簡易水道特別会計	—	<b>20.0</b>
下水道特別会計	—	<b>20.0</b>

※資金不足額がないため、資金不足比率は「—」と表示しています。